

使用者(令第41条非該当) 施設管理の実施例の紹介

令和2年3月19日

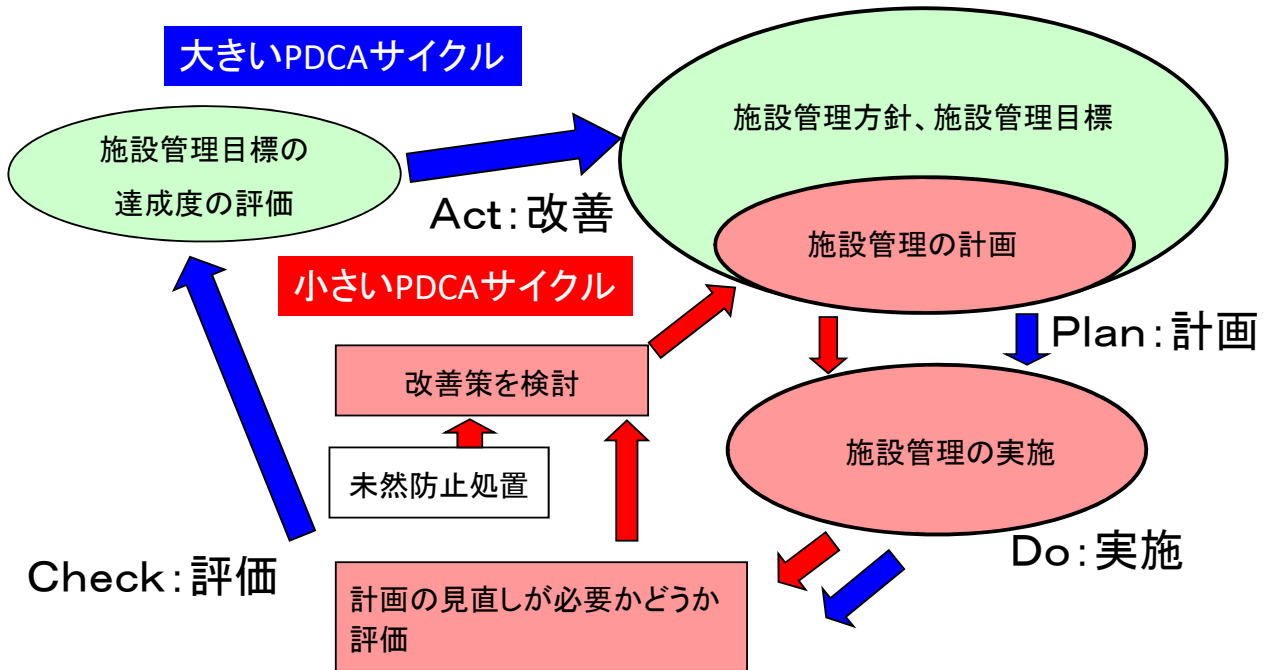
1

背景

8月21日、26日に開催した使用者(令41条非該当)への法改正事項説明会の後、寄せられたご意見の中に、「核燃料物質の使用等に関する規則」(以下、使用規則という。)で新たに求める施設管理の具体的な例を示して欲しいとのご意見が多くあったことから、今回具体的な例を紹介する。

2

施設管理の構成(イメージ)



3

施設管理の具体例

1. 施設管理**方針**(使用規則第2条の11の7第1号)
 使用者である〇〇は、原子力の安全を確保するため、貯蔵施設である〇〇について、核燃料物質の漏洩を防止するための措置を行う。
2. 施設管理の**目標**(使用規則第2条の11の7第3号)
 使用者である〇〇は、核燃料物質の漏洩が1年につき0件となるよう、必要な措置を実施する。 ← **ポイント** 目標は定量的であることが望ましい
3. 施設管理**実施計画**の策定及び**実施**(使用規則第2条の11の7第4号)
 - (1) 施設管理実施計画の始期及び期間
 2020年4月1日から2021年3月31日まで
 - (2) 使用施設等の設計及び工事
 2020年度には設計及び工事の予定なし。
 - (3) 使用施設等の巡視
 1週間に一度、貯蔵施設である〇〇の巡視を行う。

4

施設管理の具体例

(4) 点検、検査等の方法、実施頻度及び時期

外観検査:ドラム缶の表面に異常がないこと。

実施頻度:3ヶ月に1回

時期::通年

(5) 工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置

ドラム缶の表面に異常が認められ、核燃料物質の漏洩が懸念された場合には、当該ドラム缶を隔離、覆いを施す等の核燃料物質の汚染の広がりを防止するための措置を講じる。

(6) 設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法

使用者である〇〇は、外観検査結果を確認するとともに、過去の実施結果や他施設での不具合情報を含めて評価を行う。

 **ポイント** 未然防止処置としてこれまでの実績から劣化傾向をみる
他施設での不具合情報を評価する

施設管理の具体例

(7) 上記(6)の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置…改善

上記(6)の結果を踏まえ、必要に応じて核燃料物質の漏洩防止のための処置を実施する。(例:ドラム缶の保管状態の変更など) また、必要に応じて検査の方法、実施頻度を見直す。(例:実施頻度を増やすもしくは減らす)

(8) 施設管理に関する記録

使用規則第2条の11第1項第1号ロ及びハに基づく施設管理の記録

・「3. 施設管理実施計画」に基づく実施状況及び担当者の氏名

・「4. 施設管理の評価」の結果及び担当者の氏名

4. 施設管理の評価(使用規則第2条の11の7第5号)

「3. (6)設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法」で実施した評価及び施設管理目標の達成度より、施設管理方針、施設管理目標、施設管理の実施に関する計画を1年ごとに評価する。

施設管理の具体例

5. 施設管理の評価結果の反映(使用規則第2条の11の7第6号)・・・改善
(1) 上記「4. 施設管理の評価」の結果を速やかに施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画に反映する。
6. 特別な措置(使用規則第2条の11の7第7号)
貯蔵施設が地震、事故等により施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、貯蔵施設の状態に応じて、上記1. から5. について特別な措置を講じる。
例: 余震が懸念される場合、「3. (2) 使用施設等の設計及び工事」においてドラム缶転倒防止の設備を計画する、3. (3) 使用施設等の巡視」の頻度を多くする等)

7

評価及び評価結果の反映の具体例

例1:

今年度の外観検査で異常が見つかったドラム缶の数は前年度と比較して2倍に増えた。

対応例: 検査の頻度を3ヶ月に1回から毎月に増やす。

現場巡視の頻度を増やす。

原因を追及して改善を実施する。

例2:

今年度の検査結果は、昨年に続き異常なしであったことから検査の頻度を3ヶ月に1回から半年に1回にする。

例3:

ドラム缶の製品不具合があるとのメーカー情報より点検の頻度を増やす。

8

施設管理と品質管理基準規則の違い

- 施設管理は、まず、方針、目標、計画を作成して、実施し、評価、改善を行う。
- 一方、品質管理基準規則は、問題点の抽出を行い、改善策を立て、実施する。
- 施設管理の計画は、いつ、何をするかというスケジュールである。
- 一方、品質管理基準規則の計画は改善策であり、スケジュールの作成までは求めている。
- 施設管理には、品質管理基準規則の基本的な考え方(PDCA)が含まれており施設管理の記録を品質管理基準規則の記録としてもよいが、使用規則においては**記録の保存期限が異なることから注意が必要である。**

施設管理・・・解体又は廃棄をした後5年

品質管理基準規則・・・3年